

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外30名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (33)

令和8年1月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

## 記

### 乙E号証（その他）

乙E第88号証 浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和8年1月5日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 被告が、令和8年1月5日に、本件原子力発電所の基準地震動の策定につき、地震動評価における代表波選定が審査会合での説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることを公表したこと
- ・ 上記の事案につき、被告が、透明性・公正性を確保して事実関係及び原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、被告から独立した外部専門家のみで構成される第三者委員会を設置することとしたこと

乙E第89号証 中部電力株式会社の不正行為に対する今後の対応

作成者 原子力規制庁

作成年月日 令和8年1月14日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- 原子力規制委員会が、令和8年1月14日の定例会において、被告が同月5日に公表した本件原子力発電所の基準地震動の策定に係る不適切事案に関し、被告に報告を求める命令の発出について審議したこと
- 原子力規制委員会が、上記の定例会において、上記の事案に関する今後の原子力規制庁の対応方針について審議したこと  
(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

以 上